見守り新鮮情報

震災に便乗した悪質商法に注意

事例1 見た目では**自宅**に被害はないが、**訪問**してきた工事業者に「このままでは**危ない**。**すぐに工事**が必要だ」と言われた。

事例2 「**保険金**を使えば**タダで住宅修理**ができる」と言われたが本当か。

事例3 **市役所を名乗り、義援金**を集めると訪問されたが信用できるか。

©Kurosaki Gen

ひとこと助言

- 地震等の災害が起こると、その際の混乱や被災者を支援したいという気持ちにつけ込んだ便乗商法と疑われる相談が寄せられます。今後、トラブルが広がる可能性がありますので、注意が必要です。
- 住宅修理等の勧誘をされてもその場ですぐに契約せず、複数の事業者から見積もりを取ったり、周囲に相談したりした上で慎重に契約しましょう。頼んでもいないのに押しかけてきて、しつこく勧誘する事業者には特に注意してください。
- 「保険金が使える」と言われてもその場ですぐに契約せず、加入先の保険会社や保険代理店に相談してください。
- 公的機関が、電話や訪問等で義援金を求めることはありません。募っている団体等の活動状況や使途をよく確認しましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください（消費者ホットライン 188）。

本文イラスト：黒崎 玄

若者だけではありません！

儲け話に関するトラブルに注意！

投資などの儲け話に関わる消費者トラブルの相談が消費生活センターに寄せられています。若者だけでなく、**シニア層**でも多く発生しています。

☑トラブル事例

・退職金の運用を学ぶためにSNS上の投資グループに参加。FX取引のために合計で、500万円を入金。出金を求めると、投資分とは別に費用（160万円×２回）を要求され、支払ったが、お金を引き出せない。（60代男性）

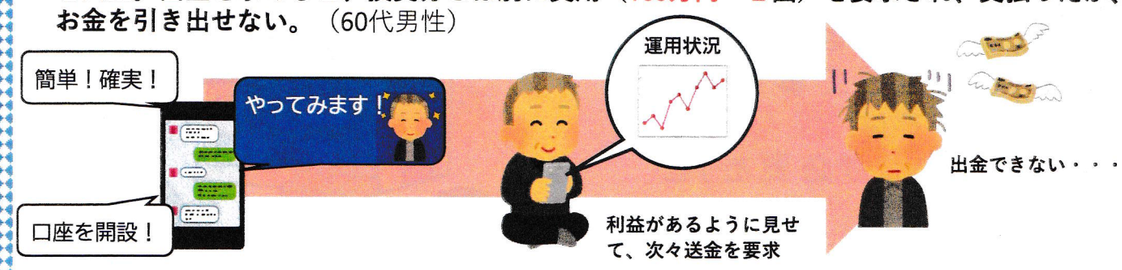

ネット広告やSNSで知り合った人等をきっかけにSNS上の投資グループに加入し、そこで言葉巧みに投資を促されトラブルに巻き込まれています。

☑チェックポイント

- □**確実に儲かる話はない！**甘い言葉に騙されないで！
- □無登録業者[※1]とは取引しない！取引前に確認を！
- □個人名義の口座[※2]には振り込まない！
- □仕組みが分からなければ契約(入金)しない！関わらない！

※1　金融取引業や暗号資産交換業を行うには登録が必要です。登録状況は、金融庁のHPで確認できます。
※2　通常、取引事業者が個人名義や事業者名と異なる名義の口座を指定することはないため、詐欺の可能性が高いです。

●さらに消費者トラブルについて知りたい方は「国民生活センター」のＨＰにて様々な事例が学べます！

◀リンクは（独）国民生活センターＨＰ「見守り情報」を見ることができます。

国民生活センター　見守り情報　検索

震災に便乗した悪質商法に注意！

消費者の不安な気持ちや親切心につけこんだ悪質商法が被災地外でも発生しています。この時期だからこそ、気を付けましょう！（裏面「国民生活センター発行『見守り新鮮情報』」参照）

静岡市消費生活センターイメージキャラクター「かいけつ！ハナミン」

静岡市消費生活センター（相談専用）
☎054-221-1056（月～金※９時～16時）※年末年始祝休日を除く

参考資料：国民生活センター「SNS上の投資グループで勧誘される詐欺的なFX取引トラブル－その仲間、信じて大丈夫？－」